

千葉県行政改革計画・財政健全化計画（素案）に 寄せられた意見の概要と県の考え方

意見については趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 パブリックコメントによる意見

番号	意見概要	県の考え方
1	<p>公社等外団体の見直しとして、役職員数や県からの財政支出を1割削減することとしているが、(財)千葉県水産振興公社については、種苗の生産供給によって水産資源の増加に大きく寄与していることから、対象とすることに反対する。</p>	<p>公社等外郭団体の見直しについては、これまで、県依存型から自立型の経営への転換等を基本とし、廃止や統合を含む改革に取り組んできましたが、新たな行政改革計画(案)においても基本的には同様の考えで取り組むこととしております。</p> <p>平成22年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定することとしており、(財)千葉県水産振興公社についても、官民の役割分担の見直し等の社会環境の変化を踏まえ、その必要性や人的・財政的な関与について検討していくこととしています。</p>
2	<p>公社等外郭団体の見直しに取り組むこととしているが、水産公社については栽培漁業の振興発展に大きく寄与しているものであり、その役割をきちんと認識した上で、検討・判断を行うべきである。</p>	
3	<p>平成17年度に事業仕分けを行っているが、4年も経ち、時代は変化していることから、改めて実施すべき。</p>	<p>平成17年度に実施した事業仕分けでは、限られた時間の中で議論を尽くしきれないといった面もありましたが、職員の意識改革の面で一定の成果はあったものと考えており、これまで、その際の見直しの視点を、その後の事業見直しや予算編成に活かしてきたところです。</p>
4	<p>業務仕分けを行うべきである。</p>	<p>また、新たな行政改革計画(案)において、政策評価や予算編成と連動した事務事業の徹底的な見直しに取り組むこととしており、今後、その具体策について検討を進めることとしています。</p>

番号	意見概要	県の考え方
5	<p>さわやか県民プラザは、施設の規模と利用状況にギャップがあることから、建物の維持管理費等のコストと得られる効果とを比較した上で、施設が必要かどうかきちんと検証すべきである。</p>	<p>さわやかちば県民プラザについては、これまでも、事業内容の見直しや維持管理費削減のための ESCO 事業の導入などに取り組んでいるところです。</p> <p>新たな行政改革計画（案）においては、22年度中に全ての公の施設を点検し、県民ニーズの変化や、官民、県市町村の役割の見直しも踏まえ、廃止や移譲、また、指定管理者制度の導入など管理運営方法の見直し等の方針を策定することとしています。</p>
6	<p>千葉県に利害がない経済の専門家、第三者による委員会を設置し、現在の県の無駄の仕訳と改善、将来の施策の知恵を借りるべきである。</p>	<p>新たな行政改革計画・財政健全化計画（案）の策定に当たっては、外部有識者で構成される「千葉県行政改革推進委員会」を設置し、従来の行政の仕組みやルールにとらわれない多角的な視点から議論、意見をいただき取りまとめたところです。</p> <p>今後も、行財政改革の推進に当たって、指導・助言をいただくこととしています。</p>
7	<p>不正経理問題のような事も早期に分かるようにするためにも、事務執行への牽制機能として、年に4回程度、期中の財務を公開すべきである。</p>	<p>不正経理の再発防止策の一つとして「内部牽制の強化」に取り組んでおり、その具体策として、昨年10月に総務部内に設置した「特別監察室」において、毎年度、全ての科目を対象とした特別監察を随時行うとともに、万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には、過去に遡って徹底的な調査を行うこととしています。</p> <p>また、財務の公開については、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策を検討していくこととしています。</p>
8	<p>少数精鋭の組織をめざすのであれば、散在する管理部門を少数のユニットに統合すべきである。</p>	<p>県ではこれまで、人事給与等の内部事務を集約化した総務ワークステーションの設置等、管理部門の集約化を進めてきました。</p> <p>今後とも、限られた人員を真に必要な施策や事務に重点的に配置していくためには、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制づくりが必要と考えております。</p> <p>このため、新たな行政改革計画（案）では、物品を全庁的に集中調達する機関の設置や、各課ごとに実施している共通的な支払い事務等の一元的な処理について検討を行うこととしています。</p>

番号	意見概要	県の考え方
9	コンプライアンス推進組織は良いことである。	<p>不正経理問題発生の主な原因はコンプライアンス意識の欠如であることから、職員の意識改革をはじめとしたコンプライアンスの徹底や、不祥事を防ぐ内部統制システムの構築に取り組むため、外部有識者で構成される「コンプライアンス委員会」及び知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、全庁を上げて取り組みを進めているところです。</p> <p>職員に対する研修の実施、県のコンプライアンスを推進していくにあたっての基本となる考え方を取りまとめた指針と具体的な取り組みを盛り込んだ推進計画の策定、実施などにより、全庁を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。</p>
10	不正経理の再発を防ぐためには、より厳格な予実管理の精査を部署の管理職が行うべきである。	<p>不正経理の再発防止策の一つとして「予算執行等の見直し」に取り組んでおり、予算計上額をゼロベースで見直すことにより実態に合わせたものにする、また、事業費の執行残については減額補正や不用額とすることなどを徹底することにより、予算の節減やコスト意識の徹底を図ってまいります。</p>
11	投資コストをさほどかけることなく効率化及び業務プロセスの改善を図るためには、IT化の推進よりも、現存のITシステムの有効活用を図るべきである。	<p>業務の効率化のため、IT利活用による業務プロセスの見直しに取り組んでいるところです。</p> <p>ITの利活用に当たっては、既存の情報システム・機器の有効活用を図るとともに、改修や更新のタイミングで見直しを行い、情報システム全体の合理化、経費の節減、情報セキュリティの強化等に努めてまいります。</p>
12	団体等の意見を県政に反映させるための窓口を一本にまとめるべきである。	<p>県政の推進に当たっては、県民の皆様の多様な意見を幅広く聴くことは大切なことと考えています。</p> <p>県議会での議論や議会に対する請願書や陳情書の提出、パブリックコメント制度や県民アンケート、「知事への手紙」などの広聴制度などを通じ、県民の皆様の要望や意見を県政に反映させてまいります。</p>

番号	意見概要	県の考え方
13	<p>予算の削減提案や行政の改革提案に対して高い評価を与えるべきである。</p>	<p>職員のやる気を引き出し、組織の力を高めていくことは大切であることから、新たな行政改革計画（案）においては、職員の創意工夫による仕事の効率性の向上、意欲や能力を引き出す仕組み、挑戦や成果が適切に評価されるシステムの構築など、職員のポテンシャルが最大限に発揮できるような環境整備に取り組むこととしています。</p>
14	<p>名古屋市のように、議員や職員の定数、報酬の半減し、ボランティアを採用すべきである。</p>	<p>県職員については、平成18年度からの5年間で2,035人を削減する定員適正化計画に取り組んできましたが、職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等を考慮した新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、引き続き職員の削減に努めることとしております。</p> <p>また併せて、新たな行政改革計画（案）においては、機能的な組織体制の確立に向けた「組織・機構の見直し」や、職員能力や組織の生産性の向上に向けた「人材改革」、仕事のやり方・進め方等を見直す「しごと改革」などの取組を進め、総合計画の着実な推進を支えることのできる行財政基盤を確立していくこととしております。</p> <p>なお、議員定数は議会で検討される事項ですが、本県の議員定数は、地方自治法では118名を超えない範囲で、千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例において95名と定めており、法定定数より23名少なくなっています。</p>
15	<p>県民の意見をあまり多く採用しないで、県の方針、方向を貫く強い意志を持つべきである。</p>	<p>政策の立案、県政の推進に当たっては、住民サービスを責務とする県庁とその職員としての強い意思を持ちながら、県民の皆様をはじめとした幅広い意見を踏まえ、行っていくことが大切であると考えています。</p>

番号	意見概要	県の考え方
16	<p>今回の原案はあまりにも粗雑で抽象的であり、具体的なことを記載した案を再度県民意見募集にかけてほしい。これでは意見の出しようがない。</p>	<p>素案公表時には、来年度の地方交付税額等を推計するのに必要な地方財政計画が総務省から示されておらず、収支見通しが策定できなかったことから、基本的な目標や主な取組項目に限られた内容となっていました。</p>
17	<p>膨大な赤字、長年の不正経理に対して、財政健全計画が、たった1枚とは情けない。県債残高をどうやって抑制するのか等、具体的なものが見えない。</p>	<p>今回、地方財政計画を踏まえて収支見通しを作成するとともに、県税収入の確保や基金の活用等による「歳入の確保」や、徹底した事務・事業の見直し等による「歳出の抑制」や、県債残高の抑制等による「将来負担の軽減に向けた取組」について、財源確保目標額とあわせて明らかにしたところです。</p> <p>今後、財政見通しは毎年の当初予算段階で修正し、財源確保の取組の結果とともに公表していきます。</p> <p>また、計画素案に対する県民の皆様のご意見も踏まえ、計画案を策定したところですが、今後とも、県の行財政改革に対するご意見等がございましたらお寄せください。</p>
18	<p>新卒者の就職が厳しい時代であることを踏まえ、退職者の再任用は行わないで、新卒者を採用すべきである。</p> <p>そして、退職者には、在職中に特別休暇等の便宜を計らって資格の取得等を促し、退職後は自助努力すべきである。</p>	<p>職員の大量退職による職員数の急激な減少や少子高齢化による若年労働力の減少等に対応するため、知識や経験を有する再任用職員を活用しつつ、新規採用者については、必要な職員数を確保していきたいと考えています。</p> <p>なお、再任用制度は、意欲があり、知識・経験を有する退職者の能力を有効活用するために必要な制度と考えています。</p>

番号	意見概要	県の考え方
19	<p>財政健全化を実現するための最も即効性のある対策は、歳出金額の大きな公共事業の思い切った削減である。本気で財政を健全化しようとするならば、歳入金額の範囲内で歳出を抑えるのは当たり前であり、何が必要な歳出なのか、優先順位を速やかに決定していくべきである。</p>	<p>県では、厳しい経済情勢や財政状況の中、今後の県政運営の基本となる「千葉県総合計画」の策定に取り組み、3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に示すこととしました。</p> <p>そして、これらの政策・施策の着実な推進に必要な財源を確保するため、財政健全化計画では、地方財政計画を踏まえて収支見通しを作成するとともに、県税収入の確保や基金の活用等による「歳入の確保」や、徹底した事務・事業の見直し等による「歳出の抑制」や、県債残高の抑制等による「将来負担の軽減に向けた取組」について、財源確保目標額とあわせて明らかにしたところです。</p>

2 市町村からの意見

番号	意見概要	県の考え方
1	<p>県民に分かりやすい計画にするためには、できるだけカタカナ語を避けるべきである。</p>	<p>行財政改革の推進に当たっては、県民の皆様の理解を得ていくことが必要であることから、計画をわかりやすく示していくことが大切であると考えています。カタカナ語については日常的な使用頻度が高いと思われる範囲で使用するとともに、専門性の高い用語については注釈を付けることとしました。</p>
2	<p>大項目として「県政における男女共同参画の推進」を掲げるべきである。</p> <p>県職員のうち女性の管理職は平成 17 年度において 5.3%であり、全国平均を若干上回っているものの、県の政策決定過程への女性の参画は十分とはいえない。</p>	<p>県庁における男女共同参画推進については、女性幹部職員の職域拡大を進め、部長など組織の中核となるポストへの積極的な登用に努めているところであることから、これまでの取り組みを大きく転換すべきものや新たに組み込む必要があるもの等を取組事項として整理した新たな行政改革計画(案)には、項目として掲げることはしませんでした。</p> <p>なお、今後も、適材適所を基本に、積極的な女性登用に努めていきたいと考えています。</p>
3	<p>土地開発公社の所有地の売却、処分を行う場合は関係市町村の意見の聴取をお願いしたい。</p>	<p>千葉県土地開発公社の所有地の売却、処分を行う場合は関係市町村と協議のうえ行うこととしています。</p> <p>なお、新たな行政改革計画(案)においては、企業誘致の推進に当たって、企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県、県関係機関、市町村等が保有している土地を有効活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を、市町村と共同して行うこととしました。</p>
4	<p>総人件費の抑制として給与制度の見直しを掲げているが、地域手当についても見直すべきである。</p>	<p>厳しい財政状況も踏まえ、新たな行政改革計画(案)では、新たな定員適正化計画を 22 年 8 月までに策定することとしています。また、地域手当を含めた職員の給与制度についても、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めます。</p>

番号	意見概要	県の考え方
5	<p>県の役割の再構築に当たっては、「市町村等の意向も十分踏まえる」を最大限尊重されたい。単に事務を移譲するのではなく財源の移譲も含むものであることを念頭に検討されたい。</p>	<p>事務の見直しにおいては、まずは官と民との役割分担について検討することとなりますが、広域自治体である県よりも、より住民に近い基礎的自治体である市町村で担うことが、住民サービスの充実に繋がると考えられるものについては、市町村の意向も十分に踏まえながら検討を進めていきます。</p> <p>また、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により移譲する事務については、引き続き「条例による事務処理の特例に係る市町村交付金」により財源措置を行います。</p>
6	<p>公の施設の見直しにあたっては、「役割分担を踏まえた公の施設の見直し」ではなく、「市町村との合意に基づく公の施設の見直し」に記述を改めるべきである。公の施設の受け入れは市町村にとって後年度の財政に多大な影響を与えるものであることから、市町村の合意なしに進められるものではない。</p>	<p>公の施設の見直しにおいては、まずは官と民との役割分担について検討することとなりますが、広域自治体である県よりも、より住民に近い基礎的自治体である市町村で担うことが、住民サービスの充実に繋がると考えられるものについては、市町村の意向も十分に踏まえながら検討を進めていきます。</p> <p>また、施設を移譲する場合には、地元市町村との合意に基づき実施します。</p>
7	<p>県が関与する公社等外郭団体に係る新たな見直し方針の策定にあたっては、関係団体の意見を十分に聴くべきである。</p>	<p>公社等外郭団体の見直しについては、県依存型から自立型の経営への転換を基本とし、官民の役割分担の見直しや社会環境の変化を踏まえた新たな見直し方針を平成22年度内に策定することとしておりますが、その際には、公社等外郭団体が実施している事業が、地元市町村に大きな関わりを持つものである場合もあることから、その影響も十分検討しながら取り組んでいきます。</p>

番号	意見概要	県の考え方
8	<p>市町村への移譲によって事務の継続を図ることが最適であるという事業や施設について、市町村等の意向も十分踏まえながら進めるべき。事業整理の選択肢として、「民営化」「市町村への移譲」という表現が、「廃止」「縮小」等と並列的に使用されることの無いようすべきである。</p>	<p>事務の見直しにおいては、まずは官と民との役割分担について検討することとなりますが、広域自治体である県よりも、より住民に近い基礎的自治体である市町村で担うことが、住民サービスの充実に繋がると考えられるものについては、市町村の意向も十分に踏まえながら検討を進めていきます</p> <p>また、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」による権限移譲については、住民福祉の向上や市町村の自主性・自立性の強化を図る視点から進めていくものと考えており、引き続き市町村の意向を十分踏まえ実施してまいります。</p>
9	<p>出先機関の見直し、公の施設の見直しを行うに当たっては、市町村との綿密な協議・調整の上、実施すべきである。</p>	<p>出先機関の見直しについては、これまでの出先機関の再編により、組織の名称がわかりにくい、市町村との関係が希薄化してきた等の課題が生じてきたことから、新たな行政改革計画(案)では、県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえて、23年度からの再編実施に向けて検討を進めることとしました。</p> <p>また、公の施設の見直しにおいては、まずは官と民との役割分担について検討することとなりますが、広域自治体である県よりも、より住民に近い基礎的自治体である市町村で担うことが、住民サービスの充実に繋がると考えられるものについては、市町村の意向も十分に踏まえながら検討を進めていきます。</p>
10	<p>出先機関の見直しを推進する際には、市(県)民の利便性及び法令に定められた必要な機能を充分確保することを明記すべきである。</p>	<p>出先機関の見直しについては、これまでの出先機関の再編により、組織の名称がわかりにくい、市町村との関係が希薄化してきた等の課題が生じてきたことから、新たな行政改革計画(案)では、県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえて、23年度からの再編実施に向けて検討を進めることとしました。</p> <p>なお、出先機関の配置や所管業務等については、業務の集約化や効率化を進め、より機能的な組織体制となるよう検討することとしています。</p>

番号	意見概要	県の考え方
1 1	<p>県有資産の集約・統廃合を推進する際には、市（県）民生活に十分配慮して機能を確保しながら行うとともに、不要（遊休）となった場合の施設の処分に当たっては、地元市町村に対して、優先的な譲渡や、無償・減免による譲渡をすべきである。</p>	<p>県の保有する施設や庁舎等の建物は、高度成長期に集中して建設されており、今後、維持補修や更新のための費用の増加が見込まれていることから、新たな行政改革計画（案）では、施設の統廃合や長寿命化により、更新費等の抑制・平準化に取り組むこととしました。</p> <p>県としての利活用や転用の計画がない土地や建物については、売却等の処分を行っていくこととなりますが、この際には、公共活用優先の観点から市町村に活用の有無を確認し、活用要望がある場合はこれを優先するとともに、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため譲渡するときは、譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとしています。</p>
1 2	<p>権限の事務量に見合う財源の移譲の明記。県と市の協議の場を常設することを盛り込むべきである。</p>	<p>移譲事務に対する財源措置としては、標準化・透明化を図るため、普通交付税の人件費単価に基づき設定した標準単価に処理件数を乗じる方法により毎年度適切に予算措置し、交付しているところです。</p> <p>また、県は、毎年度、権限移譲事務について、市町村の意見聴取を行ってきたところですが、今後とも、「地域主権改革」を実のある改革とするため、市町村への権限移譲等に当たっては、様々な機会を通じて協議を行うなど、市町村の意見も十分に踏まえながら取り組んでいきます。</p>
1 3	<p>県と市町村で同様の事業を実施している際には、市（県）民生活に充分配慮し、県が拡充することも視野に入れて、地元市町村の意見を踏まえ検討すべきである。</p>	<p>県と市町村が同一地域内で同様な住民サービスを提供すること、いわゆる二重行政という問題は、経済性や効率性といった面から見直していかなければならない重要な課題と認識していますが、サービス需要の大きさへの対応や、提供するサービスの質的な違いから、県と市町村が互いに連携・協力しながら実施していく必要があるものも少なくないと考えています。</p> <p>今後とも、県民にとって、無駄がなく質の高いサービスを提供していくことを基本に、市町村との役割分担を進めるとともに、必要な相互連携を図っていきます。</p>

番号	意見概要	県の考え方
14	<p>本市の行財政改革の推進，計画の策定への参考といたしたく，今後の原案等の内容や策定プロセスについても，情報の提供をお願いします。</p>	<p>計画の策定に当たって開催した行政改革委員会での議論や提出資料、中間意見集、提言書など、計画案の策定に係る情報について、ホームページでの公表を行っておりますので、参考にしてください。</p> <p>なお、本計画においても、特に「県政情報の透明性等の向上」についての取組を掲げたところであり、今後とも情報提供の充実に努めてまいります。</p>
15	<p>行政改革計画の「計画の概要」及び財政健全化計画の「主な取組」の各項目に数値目標を掲げるべきである。</p>	<p>新たな行政改革計画（案）では、具体的な数値目標を記載したものは限られますが、取組項目ごとに工程表を示すこととし、これの進捗状況をフォローアップすることにより、取組内容を具体化し、着実に実施していくための進捗管理体制をつくりました。</p> <p>また、財政健全化計画（案）においては、平成22年度からの3年間の収支見込みを踏まえ、具体的な取組による財源確保目標額の設定を行いました。</p>